

(5) 都 税 及 び 地 方 譲 与 税 等 決 算 額

ア 都 税

(単位 百万円・%)

区 分	22 年 度			21 年 度			増(△)減 額		
	(A)	構 成 比	伸 び 率	(B)	構 成 比	伸 び 率	(A) - (B)	寄 与 率	
都民税	個人	754 178	18.2	△ 6.7	808 587	18.9	△ 0.9	△ 54 409	39.4
	法人	687 027	16.6	2.5	670 115	15.6	△ 37.3	16 912	△ 12.2
	子 割	41 678	1.0	△ 8.8	45 684	1.1	△ 20.0	△ 4 006	2.9
事業税	個人	51 625	1.2	△ 7.6	55 884	1.3	△ 2.7	△ 4 259	3.1
	法人	559 007	13.5	△ 18.1	682 206	15.9	△ 48.0	△ 123 200	89.1
繰入地方消費税		351 067	8.5	△ 0.2	351 671	8.2	6.5	△ 604	0.4
不動産取得税		74 884	1.8	△ 3.7	77 780	1.8	△ 5.4	△ 2 896	2.1
都たばこ税		30 246	0.7	3.1	29 329	0.7	△ 6.0	917	△ 0.7
ゴルフ場利用税		673	0.0	△ 5.5	712	0.0	△ 6.3	△ 39	0.0
自動車取得税		19 434	0.5	△ 16.1	23 174	0.5	皆増	△ 3 740	2.7
軽油引取税		43 930	1.1	12.7	38 989	0.9	皆増	4 941	△ 3.6
自動車税		113 101	2.7	△ 2.6	116 149	2.7	△ 2.0	△ 3 048	2.2
鋳 区 税		3	0.0	5.3	2	0.0	△ 7.5	0	0.0
固定資産税	固定資産税	1 103 153	26.6	3.1	1 069 994	25.0	4.4	33 158	△ 24.0
	交・納付金	9 434	0.2	2.6	9 194	0.2	0.2	240	△ 0.2
	小 計	1 112 587	26.8	3.1	1 079 188	25.2	4.3	33 398	△ 24.2
特別土地保有税		6	0.0	△ 19.4	8	0.0	△ 74.4	△ 1	0.0
狩 猟 税		6	0.0	△ 10.1	7	0.0	△ 6.1	△ 1	0.0
事業所税		94 354	2.3	△ 1.9	96 164	2.2	0.2	△ 1 810	1.3
都市計画税		213 650	5.2	4.4	204 738	4.8	4.9	8 912	△ 6.4
宿泊税		1 037	0.0	2.7	1 010	0.0	△ 23.2	27	0.0
旧法による税		22	0.0	△ 99.6	5 324	0.1	△ 93.2	△ 5 302	3.8
計		4 148 514	100.0	△ 3.2	4 286 722	100.0	△ 18.8	△ 138 207	100.0
法人二税		1 246 033	30.0	△ 7.9	1 352 321	31.5	△ 43.2	△ 106 288	76.9
その他		2 902 481	70.0	△ 1.1	2 934 401	68.5	1.2	△ 31 919	23.1

(備考)1 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度税制改正により目的税から普通税に改められ、改正前の目的税分については「旧法による税」として収納することとされた。なお、法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税についても、「旧法による税」に計上している。

2 旧法による税とは上記1の他、特別地方消費税である。

3 法人二税とは、法人都民税と法人事業税の合算値である。

イ 地 方 譲 与 税 等

(単位 百万円・%)

区 分	22 年 度 (A)	21 年 度 (B)	増(△)減 額 (A) - (B)	伸 び 率	
地方譲与税	地方道路譲与税	0	964	△ 964	△ 100.0
	石油ガス譲与税	465	442	23	5.2
	特別とん譲与税	364	362	2	0.5
	航空機燃料譲与税	144	143	1	0.8
	地方法人特別譲与税	174 794	79 064	95 730	121.1
	地方揮発油譲与税	2 497	1 403	1 094	77.9
小 計	178 264	82 378	95 886	116.4	
助成交付金	24	22	2	7.5	
税 外 収 入	9 057	9 163	△ 107	△ 1.2	

(備考)1 助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」(米軍や自衛隊が使用している国有提供施設の所在する市町村に対する助成金)等である。

2 税外収入の内訳は、72ページの「Ⅲ 税収入 4 税外収入決算額」参照。

3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。

4 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が用途制限を廃止して改称したものである。